

支 援 計 画

(利用者)と(基幹的社会福祉協議会)は、福祉サービス利用援助契約(平成 年 月 日作成)にもとづいて、次のとおり、援助のくわしい内容をさだめました。

平成 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(基幹的社会福祉協議会)

住 所

名 称

会 長 名

電話番号

印

【専門員】

【生活支援員】

【この計画を作った日】 平成 年 月 日

【この契約の適切さをたしかめる時期】 この計画を作った日から3ヶ月ごと

【援助のくわしい内容】

1. 生活支援員が訪問する日時

生活支援員が、毎月、 曜日の 時に、(利用者)のご自宅を訪問します。

生活支援員が、(利用者)のご自宅にいる時間は、30分から1時間くらいです。

2. 福祉サービスの利用の援助

生活支援員は、1の訪問のときに、福祉サービスの利用について、ご相談を受けるなどの援助をします。また、苦情解決制度の利用について、ご相談を受けるなどの援助をします。

3. 預金のお届け

生活支援員は、1の訪問のつど、(利用者)の次の預金から金 円の払戻しを受け、訪問したときに、(利用者)にお届けします。

記

金融機関・支店名	銀行	支店
預金の種類	普通預金	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
口座名義(ふりがな)	()	

4. 支払い

生活支援員は、ご自宅訪問の際に、必要がある場合お手伝いします。

5. 臨時の援助

臨時の必要があるときには、(基幹的社会福祉協議会)は、(利用者)の意思をたしかめた上で、この計画にはない援助やこの計画とは異なる援助をすることができます。